

平成28年度第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会
配布資料用 抜粋版 (H28.9.12)

芦屋市権利擁護支援フォーラム

『孤立』させない

『孤独』にさせない

地域をめざして

～ちょっとおせっかいな私たち～

日時:2016年3月12日(土)
13:30~16:30(開場 13:00)

場所:芦屋市保健福祉センター 3階 多目的ホール

主催:芦屋市、芦屋市権利擁護支援センター

<プログラム>

13:30 開会

開会挨拶 芦屋市長 山中 健

13:35 養成研修の報告

13:45 実践報告

【報告者】

報告 1: 芦屋市福祉部地域福祉課 保健師 宮本 ちさとさん

報告 2: 芦屋市社会福祉協議会 自立相談支援員 三芳 学さん

報告 3: 三田谷治療教育院治療教育室 就労準備支援員 和泉 陽子さん

【司会】

日本福祉大学 社会福祉学部教授 平野 隆之さん

【助言者】

フリーソーシャルワーカー 日置 真世さん

一般社団法人 北海道セーフティネット協議会 事務局
高橋 信也さん

14:55 休憩

15:05 鼎談 「孤立する人をささえる地域づくりとは」

【登壇者】

日本福祉大学 社会福祉学部教授 平野 隆之さん

フリーソーシャルワーカー 日置 真世さん

一般社団法人 北海道セーフティネット協議会 事務局
高橋 信也さん

16:25 閉会挨拶 芦屋市社会福祉協議会 会長 加納 多恵子

16:30 閉会

<目 次>

I部 実践報告

- 報告① 「芦屋市での生活困窮者自立支援事業の取組」・・・・・・・・ 3p
宮本 ちさと さん（芦屋市福祉部地域福祉課 保健師）
- 報告② 「自立相談支援事業の実践報告」・・・・・・・・・・・・ 7p
三芳 学 さん（芦屋市社会福祉協議会主任相談支援員）
- 報告③ 「芦屋市就労準備支援事業の実践報告」・・・・・・・・ 13p
和泉 陽子 さん（三田谷治療教育院治療教育室就労準備支援員）

II部 鼎談

- 「孤立する人をささえる地域づくりとは」・・・・・・・・・・・・ 19p

I 部 実践報告

報告者 プロフィール

◆ 宮本 ちさとさん

芦屋市福祉部地域福祉課 保健師

平成25年芦屋市役所入所。

主に生活困窮者自立支援制度や権利擁護関連業務を担当。

◆ 三芳 学さん

社会福祉士

平成24年4月に芦屋市社会福祉協議会へ入職。

平成27年4月より自立相談支援事業において主任相談支援員を担当。

◆ 和泉 陽子さん

社会福祉士 介護福祉士 相談支援専門員

尼崎市福祉事務所勤務を経て、平成26年4月三田谷治療教育院へ入職。

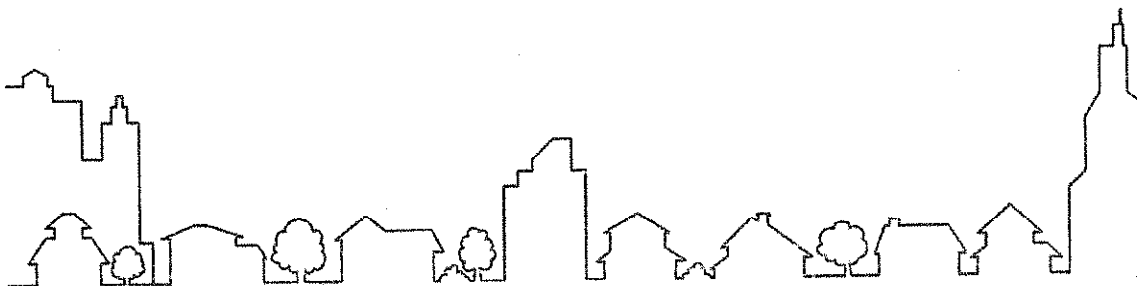
平成27年4月より就労準備支援事業担当。

<司会> 平野 隆之 さん

<助言者> 日置 真世 さん

高橋 信也 さん

※司会者および助言者のプロフィール詳細は、P.18 をご覧下さい。

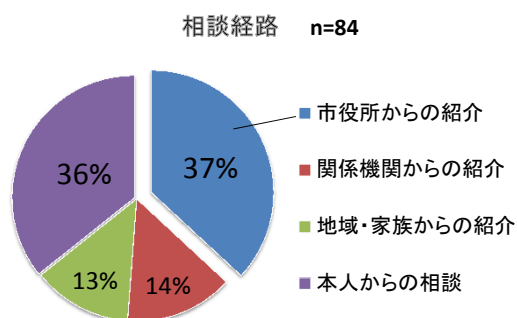


芦屋市での 生活困窮者自立支援事業の取組

福祉部地域福祉課
保健師 宮本ちさと

平成26年度の取組の成果

- ▶ 市内プロジェクト・チームの取組により、「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン」を作成
- ▶ 市内から生活困窮者支援の相談窓口への紹介がされている



生活困窮者支援の相談窓口について

芦屋市保健福祉センター



総合相談窓口

芦屋市社会福祉協議会

従来から相談のワンストップ機能を担っていた
⇒機能の拡充と強化

窓口対応のみ

他制度・他機関へのつなぎ

自立相談支援事業

☆本人と作成したプランをもとに支援を実施

☆芦屋市では、任意事業として「就労準備支援事業」を実施

☆専門機関と連携しながら支援を行っている

第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

▶ 平成28年1月18日(月)13時30分～16時00分

会長: 日本福祉大学 平野教授

助言者: 日置 真世氏

副会長: 芦屋法律事務所 長城弁護士

- 芦屋市医師会
- ハローワーク西宮
- 権利擁護支援センター
- 障がい者基幹相談支援センター
- 芦屋メンタルサポートセンター(若者相談センター)
- 芦屋市民生児童委員協議会
- 兵庫県健康福祉事務所
- 阪神南障害者就業・生活支援センター
- 精道高齢者生活支援センター
- 芦屋市社会福祉協議会
- 芦屋市福祉部長

【事業担当】社会福祉協議会 三芳氏
三田谷治療教育院 和泉氏

【事務局】福祉部地域福祉課, 生活援護課
【関係課】福祉部社会福祉課, 福祉センター
障害福祉課, 高齢介護課

目的

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築する

第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

<課題の整理>

- ▶ ①周知啓発→潜在的な相談者をどうつなぐか
- ▶ ②家計相談→関係性の構築が難しい方の支援をどうつなぐか
- ▶ ③社会的孤立の状態にある方への支援→
利用できる資源の開発を含め、
地域づくりをどのように行っていくか

第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

<課題解決に向けた今後の取組の提案>

- ①潜在的な対象者をどうつなぐか
- ②関係性の構築が難しい方の支援をどうつなぐか



連携して支援を行っている関係機関との連絡会議の場を活用し、潜在的な対象者へのアプローチ方法の検討や、個別ケースへの支援方法の検討を行う。

- ③社会的孤立の立場にある方への支援



専門部会を立ち上げ、「居場所」に関して協議を行い、本市の実情に合わせた居場所づくりに取り組む

第1回居場所づくりに関する専門部会

▶ 平成28年2月26日(金)10時00分～12時00分

部会長: 阪神南障害者就業・生活支援センター 藤川センター長
副部会長: 社会福祉協議会 三谷主査

- 芦屋メンタルサポートセンター ● 芦屋市民生児童委員協議会
- 権利擁護支援者養成研修修了者 ● 子育て推進課

【事業担当】

社会福祉協議会 主任相談支援員 三芳氏
三田谷治療教育院 就労準備支援担当 和泉氏

【事務局】福祉部地域福祉課, 生活援護課

部会員が関わっている「居場所」に関連する事業を共有

<共有事項>

- ・事業名
- ・対象者
- ・実施場所
- ・日時
- ・周知方法
- ・内容
- ・課題等

専門部会から見えてきたこと



- ▶ 居場所として活用できる資源はありそう
- ▶ 居場所どうしをつないだり, 対象者と居場所をつなぐコーディネートが重要
- ▶ 関係機関や地域の方に, 対象者に①気づいて②つないで頂くためのしかけや仕組みが必要

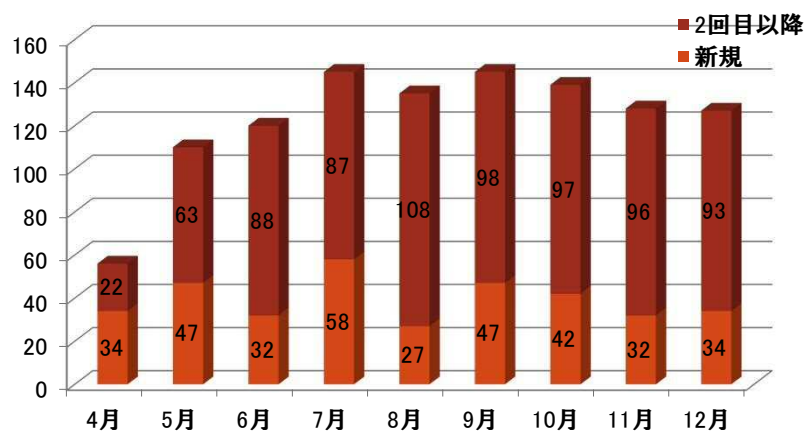
今ある居場所の活用や, 連携の仕組みづくりについて,
引き続き協議を重ね, 実現に向け取り組む。

自立相談支援事業の実践報告



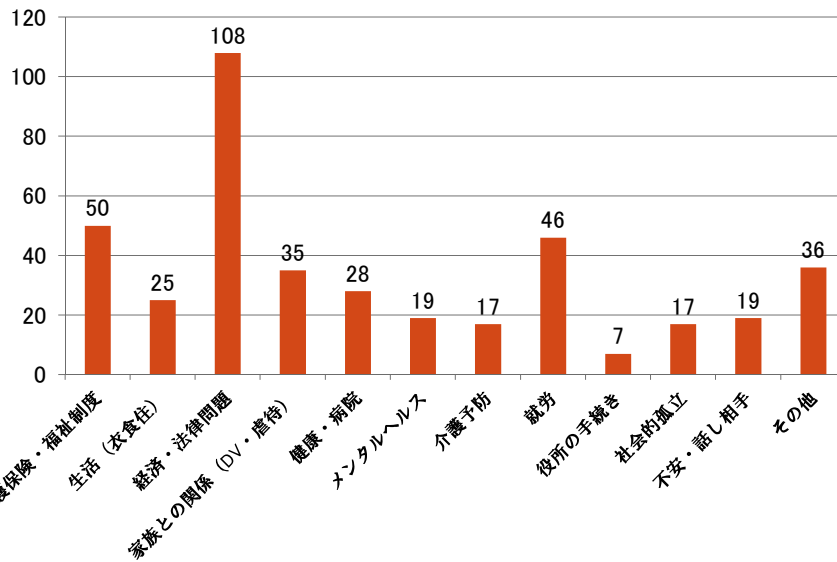
芦屋市社会福祉協議会
主任相談支援員
三芳 学

総合相談における相談・支援件数 (平成27年4月～12月)



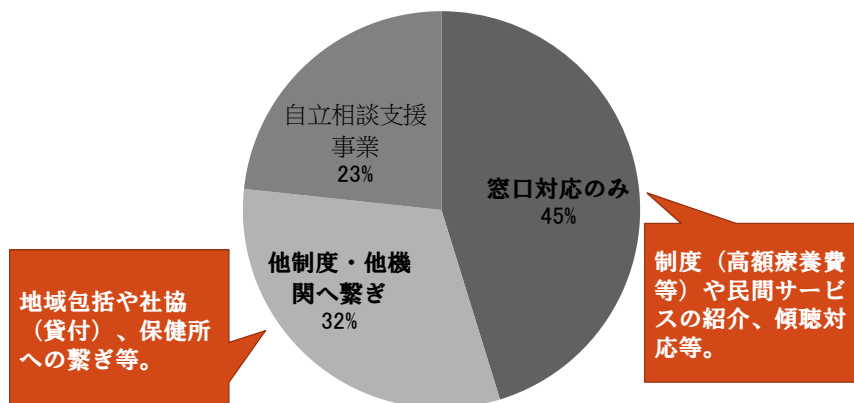
H26年度の相談数は、月平均16件だったので、昨年同時期比約8倍の相談数増加。

総合相談・支援件数（相談内容）



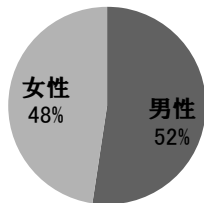
総合相談におけるスクリーニング

新規相談数 n = 356

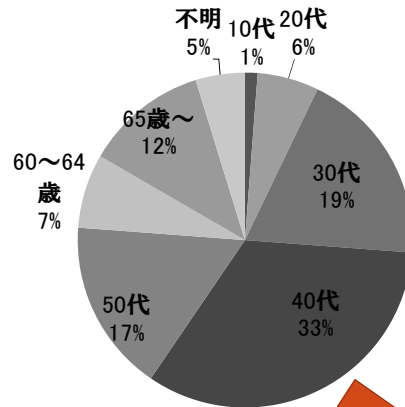


生活困窮者自立支援制度における 自立相談支援事業

性別：n = 84

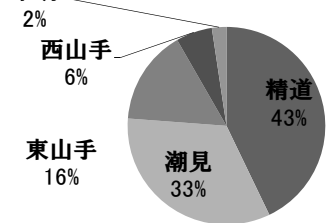


年代別：n = 84



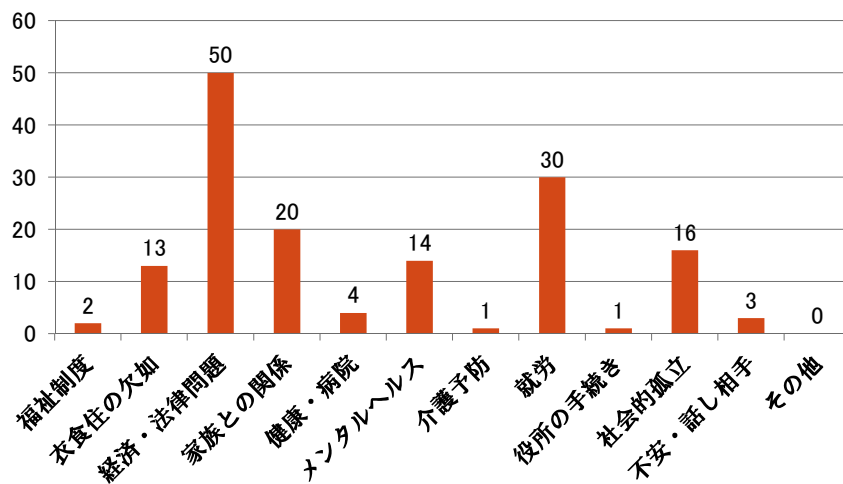
30代・40代の方が過半数以上

住所地区別：n = 84



自立相談支援事業

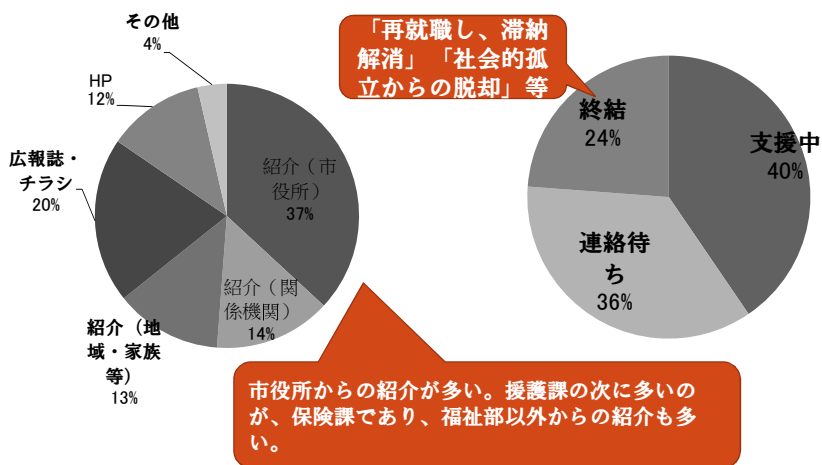
相談内容（重複あり）



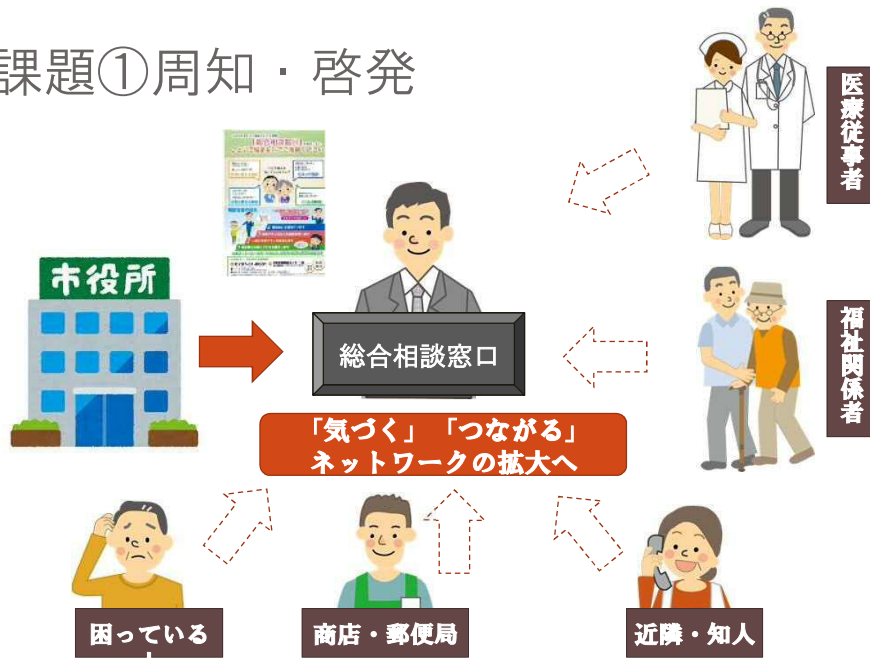
自立相談支援事業

相談経緯 : n = 84

スクリーニング : n = 84



課題①周知・啓発



課題②関係性の構築の難しい方への関わり

貯金が底つく
イメージが
つかない

生活保護が必要
だが、拒否する
家族がいる

収入が減った
が、生活の質は
下げたくない

貸付対象外とわ
かると帰られる

返済が大変だ
が、カードを
手放せない

突然、連絡が
取れなくなる



相談のネットワークの拡大

課題③社会的孤立の状態にある方への支援



面談の次の段階として、行き場が欲しい。



「地域活動のお手伝い」や他分野の既存の活動の活用。活動のネットワーク

芦屋市就労準備支援事業の 実践報告

社会福祉法人 三田谷治療教育院
和泉 陽子

生活困窮者自立支援法について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

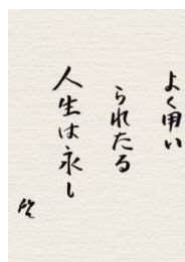
1. 必須事業
 - ・「自立相談支援事業」
 - ・「住居確保給付金」
2. 任意事業
 - ・「**就労準備支援事業**」
 - ・「一時生活支援事業」
 - ・「家計相談支援事業」
 - ・「学習支援事業」

施行期日 平成27年4月1日

社会福祉法人 三田谷治療教育院

創設者 三田谷 ^{ひらく} 啓

- ▶ 治療教育室
- ▶ 三田谷学園
- ▶ 芦屋翠ホーム
- ▶ ワークホームつつじ
- ▶ ケアホーム燈
- ▶ あおぞら園・きらきら



ミント
グループセッション 『mint』

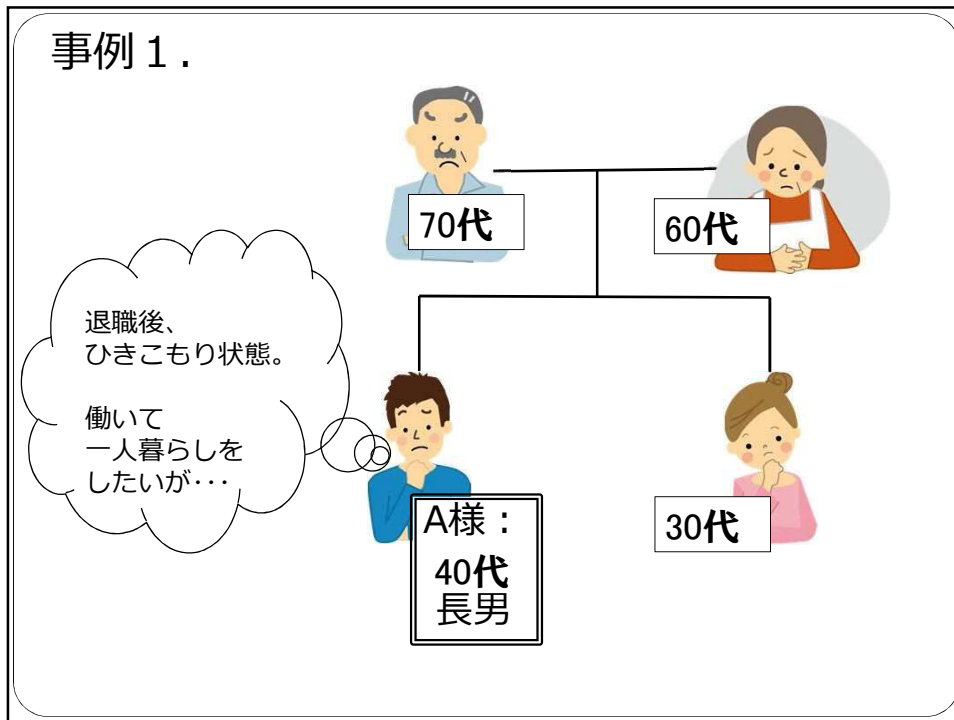


毎週木曜日(※祝日を除く) 午後2:00~3:30

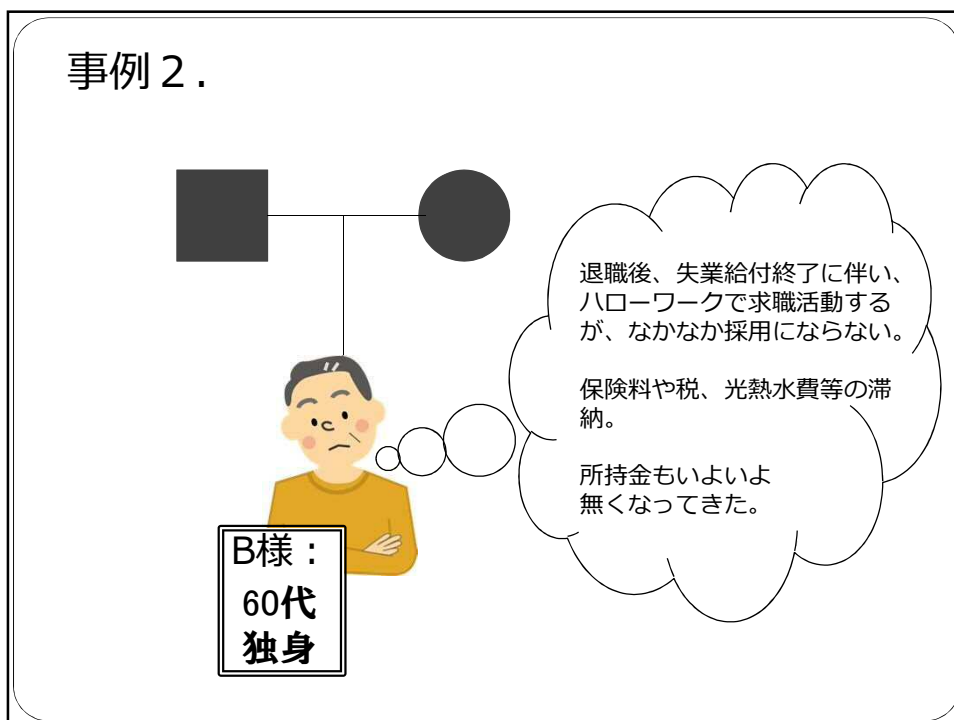
第1・3週 就業・生活支援センターが担当
将来の就労に向けて、必要な知識やスキルを体系的に学んだり、練習したりします

第2・4週 クローバーが担当
自己理解や対人スキル、ストレスマネジメントなど、自分らしく生きるために必要な事柄を学んだり一緒に考えたりします

事例 1 .



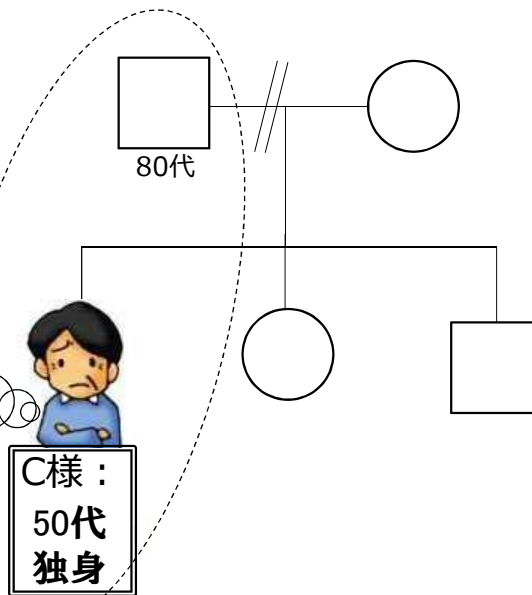
事例 2 .



事例3.

父親が緊急入院となり、一人暮らしになった。

仕事に就かず、貯金の取り崩しで生活していたが、このままでは半年後に貯金が無くなってしまう！



◎ 就労準備支援事業におけるポイント

- ・ 本人の自己選択、自己決定が基本。
- ・ 経済的自立のみならず本人の状態に応じた自立の支援。
- ・ 自己肯定感、自尊感情の回復。
- ・ 地域づくり。
- ・ 包括的、個別的、継続的な支援。

◎ 就労準備支援事業に取り組む意義

- ・ 生活困窮者自立支援法を生かすための必要不可欠な要素
⇒ 相談の出口としての就労。
- ・ 「はたらきたいのにはたらきにくいすべての人」が働けるような「はたらき方」の選択肢を増やすことができる。
- ・ より多くの人がある人なりのはたらき方で社会参加できる地域社会づくりを目指しています。